

令和4年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年6月1日(火)午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 田村 慎一、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第35号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第36号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第13号 登録の移替えをした者について
 - 報告第14号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第15号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第37号 選挙人名簿の移替えの延期について(参院選)
 - 議案第38号 投票所を定めることについて(参院選)
 - 議案第39号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて(参院選)
 - 議案第40号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(参院選)
 - 議案第41号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて(参院選)
 - 議案第42号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について(参院選)
 - 報告第16号 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

午前9時00分

石井書記長 それでは第6回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願いします。

嶋田委員長 おはようございます。先月の町長・町議選挙、大変ご苦労様でした。町議会議員に選出された方々の任期が本日からということで、新たなスタートということになるのだと思います。我々選挙管理委員会といたしましても、新たな気持ちで臨んでいきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の方は、大分状況が落ち着いてきたようではありますが、油断せずにやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日は、定時登録と、来月執行が予定されている参議院議員通常選挙関係の議案を審議することになっています。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、田村委員と大沢委員をお願いいたします。

それでは、案件の議案第35号「選挙人名簿に登録することについて」、説明をお願いします。

田村書記

はい。議案第35号ですが、6月定時登録において、選挙人名簿に新たに登録することについてお諮りするものでございます。

1の新有権者登録については、令和4年6月1日までに満18歳に達する方が対象で、生年月日で申しますと、平成16年5月17日から平成16年6月2日までの方となります。人数は、男7人、女2人、計9人となります。

2の転入登録については、令和4年3月1日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象で、転入日では、令和4年2月10日から令和4年3月1日までとなります。人数は、男8人、女6人、計14人です。

よって、6月定時登録における登録者総数は、男15人、女8人、合計23人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

何も無いようですので、議案第35号は原案どおり決定します。

嶋田委員長

次に、議案第36号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第36号は、6月定時登録において、選挙人名簿から抹消することについてお諮りするものでございます。

1の死亡抹消者ですが、死亡の届出が令和4年5月14日から令和4年5月31日までの方が対象となります。人数は、男9人、女5人、計14人です。

2の転出抹消者ですが、令和4年1月31日以前に三種町から転出された方が対象となります。転出日で申しますと、令和4年1月15日から令和4年1月31日までとなります。人数は、男1人、女5人、計6人です。

よって、6月定時登録における抹消者総数は、男10人、女10人、合計20人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご意見等無いようですので、議案第36号を原案どおり決定することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第13号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第16号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

先月の町長選挙・町議会議員選挙の執行に当たりまして、4月15日から移替えの延期を行っておりましたので、今回対象となるのは、令和4年4月15日から令和4年5月31日までに町内転居した方となります。人数は、男8人、女20人、合計28人です。

別冊名簿の5頁、6頁に対象者を掲載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質

間等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)
(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。無いようですので、報告第13号は以上といたします。
続きまして、報告第14号と報告第15号は、関連性がござい
ますので、一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第14号「選挙権を有する者の50分の1の数につ
いて」は、条例の改廃請求等に関連する、選挙権を有する者の総
数の50分の1の数について報告するものです。

4頁の選挙人名簿登録者数増減表に記載のとおり、今回の名簿
登録者数は、13,813人です。したがって、これを50で除
した数は、小数点以下を切り上げて277となります。

報告第15号は、議会の解散請求等に関連する、選挙権を有す
る者の総数の3分の1の数を報告するものです。

先ほどご説明したとおり選挙人名簿登録者数は13,813人
ですので、これを3で除して、小数点以下を切り上げると4,6
05となります。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。報告第14号、第15号について、よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 そうすれば、報告第14号、第15号については、以上といた
します。

定時登録関係は以上ということで、続きまして、参院選関係議
案に入ります。議案第37号、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第37号「選挙人名簿の移替えの延期について（参
議院）」は、町内転居による選挙区の移替えを延期する期間を定め
ることについて、お諮りするものでございます。

延期の期間ですが、6月7日から7月10日までとしておりま
す。来月執行予定の参議院議員通常選挙の準備のために、6月6
日に入場券作成処理を行うこととしておりますので、翌7日から
選挙が執行されるまでの間について、投票区の移替えを延期する
ものですので、よろしく願いいたします。

なお、参院選の日程ですが、現時点では、6月22日公示、7

月10日投開票が有力視されていますが、まだ確定ではありません。本日の参院選関係議案は「執行予定」で作成しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

嶋田委員長 議案第37号は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第38号「投票所を定めることについて(参院選)」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第38号は、令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における投票所について、お諮りするものでございます。

投票所として使用したい場所は議案8頁に記載のとおりです。従前のとおりということで、先月の町長選挙・町議会議員選挙から変更ございません。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。投票所について、従前と変わらないということです。本案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第38号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第39号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて(参院選)」です。説明をお願いします。

田村書記 議案第39号は、先ほど決定していただいた参院選の投票所の閉鎖時刻について、お諮りするものでございます。

各投票所の閉鎖時刻ですが、議案9頁に記載のとおり、落合投票所・勝平投票所は午後6時まで、それ以外の投票所は午後7時までとしたいと考えております。これは、従前の国政選挙と同じ取扱いとなっております。

投票所の閉鎖時刻は、公職選挙法第40条の規定により、午後8時とされていますが、選挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情のある場合は、同条ただし書の規定により閉鎖時刻を繰り上げることが認められております。事前の広報活動と期日前投票の浸透により、投票機会が十分確保できることから、閉鎖時刻を繰り上げても選挙人の投票に支障を来すことは無いと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

嶋田委員長 前回の選挙は、町の選挙でしたので、全ての投票所で2時間繰り上げたわけですが、今回の参院選では、勝平投票区と落合投票区は2時間、それ以外は1時間繰り上げたいということです。従前のおりということですが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは議案第39号について、原案のおり決定します。

続きまして議案第40号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(参院選)」、説明をお願いします。

田村書記 議案第40号は、参院選における期日前投票所と不在者投票所の場所、時間についてお諮りするものです。

議案10頁に記載のおり、期日前投票所は、琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター、八竜農村環境改善センターの3箇所、期間と時間は3箇所とも6月23日～7月9日、午前8時30分から午後8時までとしております。過去の国政選挙では琴丘と山本の設置期間を短くしたこともありましたが、感染症拡大防止対策として、投票所の密を避けるため、全ての期日前投票所で公示日の翌日から期日前投票所を設置したいと考えております。これは、去年の衆院選と同じ取扱いとなっております。

また、不在者投票所は、選挙管理委員会事務室に設置したいと考えております。期間は、6月23日から7月9日までで、時間は午前8時30分から午後8時までです。

説明は以上です。

嶋田委員長 過去には琴丘と山本の設置期間を短くしていたこともあるのですが、今回は社会情勢に合わせて、3箇所とも同じ期間設置するという事です。皆様よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは議案第40号について、原案のおり決定します。

続きまして議案第41号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて(参院選)」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第41号ですが、病院等での不在者投票や、身体障害者手帳等をお持ちの方の郵便投票に関し、投票用紙の発送を開始する日を定めることについてお諮りするものでございます。

発送を開始する日は、公示予定の2日前である6月20日とし

ております。これは、県選挙管理委員会からの指導に基づき設定したものです。

20日以前に不在者投票の請求があった場合は、20日に投票用紙を発送し、それ以降に請求があった場合は、速やかに投票用紙を発送することになります。

説明は以上です。

嶋田委員長 以前よりも郵便に時間がかかるようになっておりますので、不在者投票の実施においては、早めの事務処理が重要ということだと思います。皆様よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは議案第41号について、原案のとおり決定します。

続きまして議案第42号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について(参院選)」、説明をお願いします。

田村書記 議案第42号ですが、在外選挙人が投票できる期日前投票所を指定することについて、お諮りするものでございます。

場所としては、選挙管理委員会事務室を使用したいと考えております。在外選挙人名簿に登載されている方が、選挙期間中に帰国されている場合には、選挙管理委員会事務室で期日前投票できる、ということになります。

説明は以上です。

嶋田委員長 選挙管理委員会事務室を使用するという事です。皆様よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、原案のとおり決定します。

続きまして、報告第16号「選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について」、説明をお願いします。

田村書記 報告第16号は、令和3年度における選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表に関する報告となっております。選挙人名簿は常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように公職選挙法で定められていますが、その閲覧状況を少なくとも年1回公表しなければならないことになっておりますので、公表内容について選挙管理委員会にご報告するものです。

具体的な閲覧状況については、議案14頁、15頁をご覧ください。

(資料に基づき説明)

田村書記 公表の方法ですが、町のウェブページにて公表することとして
おります。

報告は以上です。

嶋田委員長 ご質問等ございますか。

(各委員「ありません」。の声有り。)

嶋田委員長 それでは報告第16号は以上とします。

本日の議案審議は以上ですが、委員の方から何かございますで
しょうか。無ければ、その他として事務局からお願いします。

田村書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

先ほどの議案もそうでしたが、参院選が6月22日公示、7月
10日投開票で執行されると仮定しての日程ですので、よろしく
お願いします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思いま
す。どうもありがとうございました。

午前9時42分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____